

板橋区立郷土芸能伝承館企画・運営協議会要綱

(平成28年3月25日教育長決定)

(設置)

第1条 東京都板橋区立郷土芸能伝承館（以下「伝承館」という。）の適正な運営及び民俗芸能等の保存、伝承を図るため、板橋区立郷土芸能伝承館企画・運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 協議会が検討する事項は、次のとおりとする。

- (1) 伝承館事業の企画・運営に関すること。
- (2) 民俗芸能等の後継者育成に関すること。

(委員)

第3条 協議会は、次の各号に定めるもののうちから、東京都板橋区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する委員20名以内をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 民俗芸能等を保持・伝承する団体の代表
- (3) 住民の代表

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された委員は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 教育委員会が必要であると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長1名及び副会長若干名を置く。

- 2 会長及び副会長の選任は、委員の互選による。
- 3 会長は、協議会を代表し、会議を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第7条 協議会は、会長が必要に応じて招集する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は地域教育力担当部長が定める。

付則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。